

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）
の施行に伴う公共工事契約手続きについて

館山市管財契約課

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が施行され、工事請負契約書に記載しなければならない事項等が追加されましたので、担当課へ説明した上で下記のとおり必要な関係書類を提出してください。関係書類の提出後契約締結となります。

記

1 提出書類

①法 1 2 条第 1 項に基づく書面（1 2 条関係様式） 1 部

※担当課へ上記書面により説明することになります。

②建設工事に係る再資源化等に関する法律第 1 3 条に基づく書面 2 部

※契約書へ綴じ込むために必要となります。

2 提出期限

年 月 日

3 請負契約書への記載事項

1) 分別解体等の方法

①請負者が予定している方法を記入する。

2) 解体工事に要する費用

①記載する金額は請負者の見積金額（直接工事費＋消費税）を記入する。

②分別解体から運搬車への積込みに要する費用までとし、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

①特定建設資材廃棄物の種類により受入先が異なる場合等は複数記入する。

②受入先は、請負者が予定している施設名称等を記入する。

4) 再資源化等に要する費用

①記載する金額は請負者の見積金額（直接工事費＋消費税）を記入する。

②特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用及び運搬に伴う費用とする。

以上